

宗像市民図書館の運営に関する要綱の一部を改正する
告示

宗像市民図書館の運営に関する要綱（平成15年宗像市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者に限る。ただし、」を削る。

附 則

この告示は、平成19年 月 日から施行する。

宗像市民図書館の運営に関する要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(予約) 第8条 略 2 略 3 図書館資料の予約をしようとする者(中学校就学前の児童を除く。)が館内利用者端末又は宗像市ホームページで図書館資料の予約をするときは、初回に限り、あらかじめ、当該予約に必要な暗証番号の付与を申請し、当該暗証番号の登録を受け、館内利用者端末又は宗像市ホームページにより申し込むものとする。 4 及び 5 略</p>	<p>(予約) 第8条 略 2 略 3 図書館資料の予約をしようとする者(市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者に限る。ただし、中学校就学前の児童を除く。)が館内利用者端末又は宗像市ホームページで図書館資料の予約をするときは、初回に限り、あらかじめ、当該予約に必要な暗証番号の付与を申請し、当該暗証番号の登録を受け、館内利用者端末又は宗像市ホームページにより申し込むものとする。 4 及び 5 略</p>